

## 処 分 基 準

令和7年12月23日作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律

根 拠 条 項：第14条

処 分 の 概 要：探偵業者に対する指示

原権者（委任先）：福岡県公安委員会

法 令 の 定 め：

処 分 基 準：

別紙「探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく指示処分及び営業停止命令の基準に関する規程」を参照

問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課(092)641-4141 内3173

備 考：